

平成20事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

1. 投資者の安心・利便の向上

- 金融商品取引法の趣旨に沿い、投資者保護のため適切な態勢が整備されているかを確認。投資者利便を損なう過度に保守的な対応が行われていないかを確認。
- 不正な手段による登録等の事案には厳正に対応。無登録業者には、警察等と連携し厳正に対応。
- 投資者財産の分別管理・区分管理を徹底。(特に外国為替証拠金業者への対応。)

2. 信頼できる市場インフラの構築

- 株券電子化に向けた対応状況を確認。株券の預託受入れの実務対応状況も確認。
- 「市場の担い手」としての公共的役割にふさわしい内部管理態勢が構築されているか等を確認。反社会的勢力の排除への対応、疑わしい取引の届出状況も注視。
- 自主規制機関の機能発揮に期待。隙間のない自主規制のあり方も検討。苦情・あつせん機能の強化への横断的な取組み。認定投資者保護団体制度の幅広い活用への取組み。

3. 業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理態勢の構築等

- ファイアーウォール規制見直しの適切・円滑な実施に向けた取組み。
- 業務を積極的に展開する業者における、変化に即応できる一段高い内部管理態勢の構築状況を確認。(一方、制度運用にあたり、業者の創意工夫を損なわないよう配意。)
- 業者等の財務の健全性を確認(商品・不動産も含めた市場動向に留意)。4月に導入した「早期警戒制度」を的確に運用。業容変化や業務多角化に対応したリスク管理(グループ全体を含む)、流動性リスク管理の状況を確認。
- 証券化商品の原資産リスクの追跡可能性(トレーサビリティ)の改善に向けた取組み。
- エコファンドの事例を収集。集団投資スキーム(ファンド)の実態を可能な限り把握。

4. 金融規制の質的向上(ペター・レギュレーション)の浸透と具体化

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。証券取引等監視委員会との一層の連携、海外当局との連携。
- 双方向の議論・対話により、金商業者等との間で問題点や改善の方向性について認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。